

# 特別養護老人ホーム 遊生の町 料金表（令和3年 4月 1日より）

（『特別養護老人ホーム 遊生の町』の介護サービス費区分は、「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）」です。）

当施設は燕市より敷地の無償貸与を受けており、そのメリットを生かした地域貢献として、居住費の補助を実施しています。

(表の見方について)			基本報酬単位数	加算単位数					単位数合計		〔A〕介護サービス費(月)		食費や居住費(日)			〔B〕食費や居住費の合計(月)	〔A+B〕自己負担額合計(月) ※負担割合1割で算出	居住費の補助実施後の自己負担額合計(月) ※第1～3段階の方のみ対象に10,000円の減額
				栄養マネジメント強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	(日)	(月)	1割	(参考)2割	食費	おやつ代	居住費			
世帯の課税状況	利用者負担段階	介護度																
住民税課税	第4段階	要介護1	661	11	6	12	23	46	759	22,770	¥22,770	¥45,540	¥1,392	¥120	¥2,006	¥105,540	¥128,310	
		要介護2	730	11	6	12	23	46	828	24,840	¥24,840	¥49,680	¥1,392	¥120	¥2,006	¥105,540	¥130,380	
		要介護3	803	11	6	12	23	46	901	27,030	¥27,030	¥54,060	¥1,392	¥120	¥2,006	¥105,540	¥132,570	
		要介護4	874	11	6	12	23	46	972	29,160	¥29,160	¥58,320	¥1,392	¥120	¥2,006	¥105,540	¥134,700	
		要介護5	942	11	6	12	23	46	1,040	31,200	¥31,200	¥62,400	¥1,392	¥120	¥2,006	¥105,540	¥136,740	
住民税非課税	第3段階 第2段階及び第1段階以外	要介護1	661	11	6	12	23	46	759	22,770	¥22,770	¥45,540	¥650	¥120	¥1,310	¥62,400	¥85,170	¥75,170
		要介護2	730	11	6	12	23	46	828	24,840	¥24,840	¥49,680	¥650	¥120	¥1,310	¥62,400	¥87,240	¥77,240
		要介護3	803	11	6	12	23	46	901	27,030	¥27,030	¥54,060	¥650	¥120	¥1,310	¥62,400	¥89,430	¥79,430
		要介護4	874	11	6	12	23	46	972	29,160	¥29,160	¥58,320	¥650	¥120	¥1,310	¥62,400	¥91,560	¥81,560
		要介護5	942	11	6	12	23	46	1,040	31,200	¥31,200	¥62,400	¥650	¥120	¥1,310	¥62,400	¥93,600	¥83,600
	第2段階 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円以下の方	要介護1	661	11	6	12	23	46	759	22,770	¥22,770	¥45,540	¥390	¥120	¥820	¥39,900	¥62,670	¥52,670
		要介護2	730	11	6	12	23	46	828	24,840	¥24,840	¥49,680	¥390	¥120	¥820	¥39,900	¥64,740	¥54,740
		要介護3	803	11	6	12	23	46	901	27,030	¥27,030	¥54,060	¥390	¥120	¥820	¥39,900	¥66,930	¥56,930
		要介護4	874	11	6	12	23	46	972	29,160	¥29,160	¥58,320	¥390	¥120	¥820	¥39,900	¥69,060	¥59,060
		要介護5	942	11	6	12	23	46	1,040	31,200	¥31,200	¥62,400	¥390	¥120	¥820	¥39,900	¥71,100	¥61,100
	第1段階 高齢福祉年金受給者や生活保護の方	要介護1	661	11	6	12	23	46	759	22,770	¥22,770	¥45,540	¥300	¥120	¥820	¥37,200	¥59,970	¥49,970
		要介護2	730	11	6	12	23	46	828	24,840	¥24,840	¥49,680	¥300	¥120	¥820	¥37,200	¥62,040	¥52,040
		要介護3	803	11	6	12	23	46	901	27,030	¥27,030	¥54,060	¥300	¥120	¥820	¥37,200	¥64,230	¥54,230
		要介護4	874	11	6	12	23	46	972	29,160	¥29,160	¥58,320	¥300	¥120	¥820	¥37,200	¥66,360	¥56,360
		要介護5	942	11	6	12	23	46	1,040	31,200	¥31,200	¥62,400	¥300	¥120	¥820	¥37,200	¥68,400	¥58,400

(注1) 介護サービス費の負担を軽減する制度として、『高額介護サービス費』支給制度があります。この支払上限額は、利用者の所得などに応じて設定されます。

(注2) 上記以外の費用として、医療費(往診料/受診料等)、理美容代、個室持ち込み家電に係る電気代、日用品等の購入費、行事参加等の実費などがあります。

(注3) 表記載以外の加算として、「初期加算」1日30単位(入所から30日間)や「若年性認知症入所者受入加算」、「看取り介護加算」等があります。また、毎月、1か月の単位数合計に一定の割合を乗じて、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」が算定されます。

(注4) 今後、当施設におけるサービスの提供内容や職員体制の変更、介護報酬の改定等により、算定する加算の種類が増減する場合がございます。あらかじめご了承ください。

(注5) 食費と居住費の負担軽減を受けるには、「所得要件」と「資産要件」の両方を満たす必要があります。「所得要件」→世帯全員が住民税非課税(※世帯を別にする配偶者がいる場合は、その方も住民税非課税) 「資産要件」→預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下

(注6) 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割となります。